

2021 年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>下水道法に基づく下水道の事業計画策定に関して地方公共団体が作成する資料の見直し</p>	<p>下水道法に基づく下水道の事業計画策定に関して、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなっている。 ・協議又は届出時の提出書類のうち、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣から環境大臣への意見聴取の際に必要な資料であるが、その作成は地方公共団体に求められており、事務負担が発生している。 	<p>公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知（4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項）に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">〔国土交通省、環境省〕</p>
<p>国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化</p>	<p>国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、添付図面及び届出記載事項について簡素化を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出制度においては、複数の図面を提出することや、契約書の写しに記載された内容と同じ内容を届出書に記載すること、一団の土地の場合について契約書ごとの届出書の作成等が求められている。 ・「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、「縮尺五千分の一以上の図面」や「土地の形状を明らかにした図面」等の他の書類により内容が確認できるため特段必要としておらず、また提出漏れがあった場合には、書類の督促といった事務負担が生じている。 ・また、契約書と同じ内容が届出書に記載されることにより、突合作業や、契約書と届出書の内容に齟齬がある場合には、契約書の内容に即した記載を行うよう指導する等の事務負担が発生している。 	<p>土地売買等の事後届出（23条1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書（施行規則20条1項の別記様式3）を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <p style="text-align: right;">〔国土交通省〕</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）」で実施する一部の事業に係る事務手続きの見直し</p>	<p>「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のための ICT 化支援」を国から事業者への直接補助とすること。</p> <p>※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第 3 条第 1 項において、交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」と定められており、都道府県を通じて事業者に補助する仕組みとなっている。 上記のことから、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。 また現行制度では、仮に各事業者からの申請額が予算額を上回った場合には年度途中で補正予算の計上が必要となり、さらに事務手続きが嵩むだけでなく、事業者への承認の遅れにつながり、本事業を活用した施設等の環境整備等が滞るおそれがある。 <p>〕</p>	<p>—</p> <p>（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案とされたが、実現されなかった提案）</p>
<p>浄化槽法に定める清掃及び定期検査の実施回数を緩和する権限の付与</p>	<p>浄化槽法第 10 条に定める清掃及び同法第 11 条に定める定期検査の実施回数について、一定の条件（＜例＞独居高齢者宅など浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合）において、都道府県知事の裁量により適正な回数を定めることができるようにする。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者に対し法で定める保守点検、清掃、法定検査について一律に実施するよう働きかける事務が膨大である。 清掃については、浄化槽法で年 1 回以上（一部 6 か月に 1 回以上）と定められているが、浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合は、法律に定める清掃回数を実施する必要のないケースもある。 清掃料金や法定検査の手数料は、年金生活者等にとって負担が大きい。 <p>〕</p>	<p>—</p> <p>（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案となった）</p>